

担当部署: 建設水道課

処分の概要	設計審査及び材料検査
例 規 名 根 拠 条 項	村田町工業用水道事業給水条例 第6条第3項(第10条において準用する場合を 含む。)
例規番号	平成3年条例第8号

【基準】

第6条の規定による。

(給水施設の工事)

- 第6条 給水施設の新設、増設、改造、撤去又は修繕の工事(以下「給水施設工事」という。) は、工業用水道を使用する者(以下「使用者」という。)がその負担において行うものとする。
- 2 使用者は、給水施設工事を行おうとするときは、あらかじめ管理者に工事の申込みをしなければならない。
- 3 使用者は、給水施設工事を行おうとするときは、あらかじめ管理者の設計審査及び材料検査を受けなければならない。

標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年	月	日	